

働き方改革関連法の制定に伴う 労働安全衛生法の改正関連資料

「働き方改革関連法」の制定に伴い、平成 31（2019）年 4 月 1 日に改正労働安全衛生法が施行され、「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。本資料では、改正概要を情報提供します。

令和元年 11 月

中央労働災害防止協会

(1) 産業医・産業保健機能の強化

事業者は、産業医に長時間労働者の状況や労働者の業務の状況などの情報を提供しなければならないことや産業医から受けた勧告の内容を（安全）衛生委員会に報告しなければならない等、産業医・産業保健機能の強化が図られた。

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

- ① 事業者は時間外・休日労働時間が1月当たり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者であって、申し出を行ったものについては、医師による面接指導を実施しなければならないこと。
- ② 事業者は時間外・休日労働時間が1月当たり100時間を超える研究開発業務従事者については、当該労働者の申し出がなくても医師による面接指導を実施しなければならないこと。
- ③ 事業者は、1 週間当たりの健康管理時間（「事業場内にいた時間」+「事業場外において労働した時間」）が40時間を超えた場合におけるその時間について、1月当たり 100 時間を超える高度プロフェッショナル制度対象労働者に対して、労働者の申し出がなくても医師による面接指導を実施するよう努めなければならないこと。
- ④ 事業者は、時間外・休日労働の算出を行ったときは、当該超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超えた労働者に対して、速やかに当該超えた時間に関する情報を通知しなければならないこと（高度プロフェッショナル制度対象労働者を除く）。